

# 徳島県土地区画整理事業事務取扱要領

(個人施行及び組合施行に関する認可申請手続)

- 第1条 土地区画整理法（以下「法」という。）第4条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては基準及び事業計画を、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を、認可申請書とともに提出しなければならない。
- 2 法第14条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画を、認可申請書とともに提出しなければならない。
- 3 法第14条第2項に規定する認可を申請しようとする者は、定款及び事業基本方針を認可申請書とともに提出しなければならない。

(個人施行及び組合施行に関する認可申請書の添付書類)

- 第2条 法第4条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 認可を申請しようとする者が施行区域となるべき区域内の宅地の所有者若しくはその区域内の宅地について借地権を有する者若しくはその区域内の水面について公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項に規定する免許を受けている者又はこれらの者の同意を得た者であることを証する書類
- 二 認可を申請しようとする者が法第7条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類
- 三 認可を申請しようとする者が法第8条第1項の規定により施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
- 2 法第10条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 認可を申請しようとする者が法第10条第2項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
- 二 認可を申請しようとする者が法第10条第3項の規定により準用する法第7条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類
- 三 認可を申請しようとする者が法第10条第3項の規定において準用する法第8条第1項の規定により施行地区及び施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
- 3 法第13条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 土地区画整理事業を廃止しなければならない理由を記載した書類又は土地区画整理事業の終了を明らかにする書類
- 二 認可を申請しようとする者が法第13条第3項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類

- 三 法第6条第2項の規定により事業計画に住宅先行建設区を定めている場合において、事業の終了についての認可を申請しようとするときは、法第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての法第117条の2第1項に規定する指定期間を経過したことを証する書類又は法第13条第2項ただし書の規定により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められることを明らかにする書類
- 4 法第14条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 認可を申請しようとする者が施行区域となるべき区域内の宅地の所有者若しくはその区域内の宅地について借地権を有する者又はその区域内の水面について公有水面埋立法第2条第1項に規定する免許を受けている者であることを証する書類
  - 二 認可を申請しようとする者が事業計画を定めようとする場合において法第17条において準用する法第7条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならないときは、その承認を得たことを証する書類
  - 三 法第18条に規定する同意を得たことを証する書類
- 5 法第14条第2項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に前項第1号及び第3号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 6 法第14条第3項に規定する認可を申請しようとする土地区画整理組合（以下「組合」という。）は、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 事業計画の決定について総会の議決を経たことを証する書類
  - 二 認可を申請しようとする組合が法第17条において準用する法第7条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類。
- 7 法第39条第1項に規定する認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 定款の変更又は地形計画若しくは事業基本方針の変更について総会又は総代会の議決を経たことを証する書類
  - 二 認可を申請しようとする組合が法第39条第2項において準用する法第7条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類
  - 三 認可を申請しようとする組合が法第39条第2項において準用する法第18条の規定により新たに施行地区となるべき区域内の宅地の所有者及び区域内の宅地について借地権を有する者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
  - 四 認可を申請しようとする組合が法第39条第3項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
- 8 法第45条第2項に規定する認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 次に掲げるいずれかの書類
    - イ 解散の認可の決定に関する総会の議決があったことを証する書類
    - ロ 定款で定めた解散事由の発生を証する書類

ハ 事業の完成又はその完成の不能を明らかにする書類

二 認可申請しようとする組合が法第45条第4項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

三 法第16条第1項において準用する法第6条第2項の規定により事業計画に住宅先行建設区を定めている場合において、事業の完成の不能による解散その他事業の廃止による解散以外の解散についての認可を申請しようとするときは、法第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての法第117条の2第1項に規定する指定期間を経過したことを証する書類又は法第45条第3条ただし書の規定により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められることを明らかにする書類

(事業計画の内容及び技術的基準等)

第3条 施行地区位置図及び施行地区区域図は、土地区画整理法施行規則第5条、設計の概要に関する図書は第6条、資金計画書は第7条、施行地区及び工区の設定に関する基準は第8条、設計の概要の設定に関する基準は第9条、資金計画に関する基準は第10条、土地区画整理事業の施行の方針は第10条の2によるものとする。

(換地計画の認可申請手続)

第4条 法第86条第1項及び法第97条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、これを徳島県知事に提出しなければならない。この場合において、施行者が法第3条第1項又は第2項の規定による施行者であるときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村を經由して提出しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が法第3条第1項の規定による施行者である場合において、法第88第1項又は法97条第2項において準用する法第8条第1項の規定により換地計画に係る区域の宅地について権利を有する者の同意を得なければならないときは、その同意を得たことを証する書類

二 認可を申請しようとする者が組合である場合においては、換地計画の決定は変更についての総会若しくはその部会又は総代会の議決を経たことを証する書類

三 認可を申請しようとする者が法第3条第1項又は第2項の規定により土地区画整理事業を施行する者以外の施行者である場合においては、法第88第6項又は法97条第3項において準用する法第88条第6項の規定による換地計画の作成又は変更に関する土地区画整理審議会の意見書

四 認可を申請しようとする者が法第3第1項の規定により土地区画整理事業を施行する者である場合においては、法第88第3項又は法97条第3項において準用する法第88条第3項の規定により提出された意見書があったときは、その意見書の処理の経緯を説明する書類(法第88条第6項若しくは第7項又は法第97条第3項において準用する法第88条第6項又は第7項の規定による土地区画整理審議会又は農業委員会の意見書を含む。)

(換地設計)

第5条 法第87条第1項第1号に掲げる換地設計は、換地図を作成して定めなければならない。

- 2 前項の換地図は、縮尺千二百分の一以上とし次に掲げる土地の位置及び形状を表示し、土地区画整理事業施行後における町又は字の区域及び各筆の土地ごとの予定地番を記入したものでなければならない
- 一 従前の宅地及び換地（従前の宅地について所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限がある場合においては、これらの権利又は処分の制限の目的となっている宅地又はその部分及び換地について定めたこれらの権利又は処分の制限の目的となるべき宅地又はその部分を含む。）
  - 二 保留地
  - 三 法第91条第3項により換地計画において施行地区内の土地の共有持分を与えるよう定める場合におけるその土地
  - 四 法第93条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定により換地計画において建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める場合におけるその建築物の存する土地
  - 五 法第95条の2の規定により換地計画において施行地区内の土地を参加組合員に対して与えるべき宅地として定める場合におけるその宅地

（各筆換地明細）

第6条 法第87条第1項第2号に掲げる各筆換地明細及び同条第4号に掲げる保留地その他の特別の定めをする土地の明細は、土地区画整理法施行規則第13条によるものとする。

（各筆各権利別清算金明細）

第7条 法第87条第1項第3号に掲げる各筆各権利別清算金明細は、土地区画整理法施行規則第14条によるものとする。

（審査処分基準等）

第8条 行政手続法第2章、第3章の対象となる処分の審査基準等については、別表1の審査基準等の一覧表による法令の基準のほか、別表2の参考図書等による指針及び解釈等に基づくものとする。

（決算報告書）

第9条 法第49条に規定する決算報告書は、次の各号に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

- 一 組合の解散の時における財産及び債務の明細
- 二 債権の取立及び債務の弁済の経緯
- 三 残余財産の処分の明細

この要領は、平成12年12月1日から適用する。

別表 2

審査基準となる内容を含む関係図書等の一覧表

土地区画整理事業定型化（社団法人日本区画整理協会発行）  
区画整理設計標準（案）（社団法人日本区画整理協会発行）  
逐条解説土地区画整理法（株式会社ぎょうせい発行）  
土地区画整理法逐条討議（社団法人日本区画整理協会発行）  
土地区画整理入門（社団法人全国土地区画整理組合連合会発行）